

特定保健指導事業業務委託にかかる質問及び回答

番号	質問	回答
1	仕様書P1第5 1(2)の通知物の作成ア利用券兼申込書について、利用券は回収不要との理解でよろしいでしょうか。また、利用券として利用できるようミシン目の加工は不要との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり利用券の回収は不要です。また、ミシン目の加工についても不要です。
2	仕様書P2第5 1(3)の発注者が提供する外字ファイルを用いて外字への変換に対応することとありますが、対応不可の場合、カナ氏名での印字でも問題ございませんでしょうか。	当市では、提供するファイルを作成する基幹システムが標準化されたことにより、行政事務標準文字での提供になります。つきましては、当用明朝フォントファイルを併せて提供させていただきますので、こちらを該当の端末にインストールいただくことで外字ファイルを要することなくすべての文字を表示することができます。
3	仕様書P3第5 1(3)の発注者が提供する窓付き封筒のサイズについてご教示ください。	提供する封筒については窓付き洋長3封筒であり、以下の仕様となっております。 サイズ：縦115mm×横225mm 窓サイズ：縦45mm×横85mm 窓位置：天から12mm、左端から25mm
4	仕様書P2第5 1(4)のオンライン予約システムは、Googleフォームを使用してもよろしいでしょうか。	問題ございません。
5	仕様書P3第5 1(5)のハガキによる再勧奨について、2種類以上作成するとありますが、2種類はどのような区分けになりますでしょうか。	今年度の区分け方法について現時点では決定しておらず協議の上で決定してまいります。国民健康保険保険者努力支援交付金(市町村国保ヘルスアップ事業)の対象となるよう、発注者にて過去の健診受診状況や健診結果、医療費の分析等の分析を行ったものを区分けに反映していただくことになります。
6	仕様書P3第5 2(1)の内「支援はICTシステム等を活用しオンライン面接での対応も可能とする。」とありますが、過去実績における対面支援とICT支援の割合をご教示ください。また、使用するICTシステム（端末など）は対象者の保有する端末（PCやスマートフォン等）を利用するという認識でよろしいでしょうか。	昨年度実施された初回面接に関する実績ですが、対面が約9割、ICTが約1割となっています。使用するICTシステムについてはご認識のとおりです。
7	仕様書P3第5 2(1)の市内公共施設での面談について以下の点をご教示ください。 ①面接日程につきまして、土日の日程も含めることは必須となりますでしょうか。あるいは、可能であれば含めるという任意の認識でよろしいでしょうか。 ②面接実施時間の指定はありますか。 ③対象者のプライバシーに配慮するためのパーテーション等の備品は施設側に準備されていますでしょうか。 ④指定の日時・場所で参加できない対象者に対し、日程や会場を追加して対応する認識でよろしいでしょうか。 ⑤人員配置の参考といたしたく、これまでの1会場あたりの指導者の配置人数（目安）をご教示ください。	①過年度までの実績として土日の日程を利用される対象者も一定数おります。希望する対象者がいなかった場合を除き、ご提示いたしました日程を基本として調整をしていただく形となります。 ②会場によって異なりますが、9時から17時または9時から21時まで確保してございますので、その時間内で調整をお願いいたします。 ③ご用意しております会場は、会議室等の個室となっておりますので、同じ時間帯に1名の面接であればパーテーション等は不要です。同時時間帯に複数名同時に実施する等で備品が必要な場合が発生しましても、会場に備品のご準備がない可能性もございます。 ④ご認識のとおりですが、現時点で確保できている施設と日時は仕様書に記載のとおりであり、数か月前から予約を開始している施設もございますので、希望された日程や会場が確保できるとは限りません。 ⑤指導を行うために必要な人員は1名ですが、1日の勤務時間が長時間になる場合には交代を前提として2名の配置となっております。

特定保健指導事業業務委託にかかる質問及び回答

番号	質問	回答
8	仕様書P4第5 2(2)アの積極的支援について、初回面接実施後の継続支援方法については、結果が伴うよう受託側で判断し実施してよいという認識でよろしいでしょうか。	「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.2版)」、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」に基づいた方法であれば問題ございません。
9	仕様書P6第5 4(3)の指導結果報告について、実施月の翌月5日までに原則として埼玉県国民健康保険団体連合会へ提出するとありますが、対応不可の場合、貴市へ直接提出することとなりますが翌月5日までの対応が難しい場合、該当者の範囲（月末締めではなく）または提出日を調整させていただくことは可能でしょうか。	提出期限は原則として翌月5日までとしておりますので、期限厳守にてご提出ください、なお、やむを得ない事情がある場合に限り、個別にご相談いただくものとします。
10	提案関係書類の提出方法について書留または簡易書留で郵送とありますが、レターパックでの郵送提出は不可でしょうか。	書留または簡易書留による提出を原則としておりますが、これに準ずる方法として、レターパックでの提出も可能とします。ただし、追跡可能な方法によりご提出ください。